

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 改訂へのパブリックコメント

日本ホスピス緩和ケア協会

1. 名称について

- 1) 本名称は長いので、略称を設けるか、短くするか、一考が必要です。
- 2) また、ガイドラインは医療分野では「診療ガイドライン」を指すことが多く、その場合ガイドラインは決められた一定の手順で作成されますが、このガイドラインのように必ずしもその手順を採用していない場合、別の名称が望ましいと考えます。
- 3) 別名の提案「人生の最終段階における医療・ケアの意思決定ガイド」あるいは「の指針」、「の手引き」

2. 前文について

- 1) 現行のガイドライン本文には前文がなく、本文に前文としてこのガイドラインの位置付けや目的を書き込む必要があります。
- 2) 例えば「このガイドラインの主な目的は、医師をはじめとした医療・ケア従事者と患者・家族等との間でしっかりと話し合いが行われれば、『人生の最終段階』と考えられる時期に患者・家族等の満足・納得につながる適切な医療とケアが提供できること、また、過剰で不必要な医療行為を差し控えたり中止したりすることが可能となり、それが社会全体の要請にも合致することです。」という趣旨の前文を追加します。

3. 改訂案で「委員会」⇒「話し合いの場」、「インフォームド・コンセント」を使用しないことは賛成です

- 1) ガイドライン本文改訂案にあるように「インフォームド・コンセント」という言葉は使用しない方が良い。医療従事者から十分な情報提供と説明がなされ、患者と家族等が納得し、承諾する、という「合意形成を通じた意思決定」を基本とするという誰でも理解できる表現が望ましいと考えます。

4. 人生の最終段階の判断について追加する必要があります

- 1) ガイドライン本文改訂案（2ページ 人生の最終段階における医療及びケアの在り方）
 - ①と②の間に対象となるその人の状態が「人生の最終段階」であるということを誰がどのようにして判断するか、ガイドライン本文に書き込む必要があります。
 - 2) ガイドライン解説編には「どのような状態が人生の最終段階か、は患者の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断によるべき事柄です。」（4ページ注2）とありますが、「人生の最終段階」であるかどうか、を医療・ケアチームだけが判断することは不十分であり、「人生の最終段階の判断は、医療・ケアチームによる医学的判断を踏まえた話し合いを基にして、患者と家族等含めた合意形成を通じて行うべきである」と追加が望ましいと考えます。

5. 「人生の最終段階」における適切な医療について合意形成が必要です

- 1) ガイドライン本文改訂案（2ページ 人生の最終段階における医療及びケアの在り方 ②）に「人生の最終段階における医療について、医療行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。」と記載されています。
- 2) 医療・ケアチームの医学的妥当性と適切性による判断のみに主体を置くのではなく、それに加えて「・・・医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断し、**患者と家族等の希望と社会的な妥当性も考慮した話し合いを基にして、合意形成を通じて適切に判断すべきである**」との追加が望ましいと考えます。

6. 患者本人と家族等が互いに話し合うことを促す支援が必要です

- 1) ガイドライン本文改訂案（2ページ 2 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続）（1）患者の医師の確認ができる場合：「①方針の決定は、患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から情報の提供と説明がなされた上で、患者と医療・ケアチームとが十分な話し合いを行い、患者本人が意思決定を行うことを基本とする。」と記載されています。
- 2) 「・・・適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者と**家族等**、医療・ケアチームが十分な話し合いを行い」と**家族等**の記載の追加が望ましいと考えます。
- 3) 同じ項目の「②・・・医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を含めて、患者が自らの意思をその都度示し、**患者と家族等が互いに話し合うことを促し、互いに伝えられるような支援が行われ、話し合いが繰り返し行われることが必要である。**」と記載の追加が望ましいと考えます。
- 4) 同じ項目の③として「**患者と家族等の間で意見が食い違う場合**」も追加したほうが良いと考えます。患者本人の意思が明確になっていても、家族等との意見の違いは起こりうることです。
- 5) 文書として記録することに賛成です。日付・話し合いに参加した者の氏名を記載して、話し合いのプロセスは共有出来る形で記録文書にまとめておくことが必要です。

7. 用語について

- 1) 文中の「多専門職種」⇒「専門多職種」が適切です。